

りそな企業年金研究所

りそな年金 F A X 情報



《確定給付企業年金関連》

平成23年7月14日

財政運営基準等の見直し案について

本日、「確定給付企業年金法施行令、確定給付企業年金法施行規則、厚生年金基金令、厚生年金基金規則及び関連通知の一部改正について」がパブリックコメント手続きにより公開されました。

以下に確定給付企業年金に関する主な事項の概要をご案内いたします。詳細につきましては、厚生労働省のホームページ (http://www.mhlw.go.jp/houdou_kouhou/sanka/public/) をご参照下さい。なお、今回の財政運営基準等の見直し案には、掛金引上げ猶予や下方回廊方式といった弾力化措置の延長は含まれておりません。

以下本文では、確定給付企業年金制度を「DB」、確定拠出年金制度を「DC」と表記しております。

1. 財政の健全化の観点から改正する事項

① 財務諸表の簡素化・透明化《平成24年度決算から》

- ・ 決算日時点の財務状況を的確かつ分かりやすくするため、以下の通りとする。
 - ✓ 財務諸表上は、資産評価調整加算（控除）額を廃止。（数理的評価を採用の場合も財務諸表は時価ベースでの表示となる。）
 - ✓ 財務諸表に計上する債務を責任準備金とする。
- ・ 継続基準の積立水準を満たしているかどうかを財務諸表を見ただけで分かるようになる半面、財務諸表だけでは数理債務、未償却過去勤務債務残高の内訳が不明確となる可能性がある。

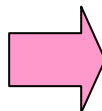
貸借対照表の見直しイメージ

【現行】

流動資産	流動負債
	支払備金
固定資産	資産評価調整控除額
	数理債務
資産評価調整加算額	
未償却過去勤務債務残高	
基本金（不足）	基本金（剰余）

【改正案】

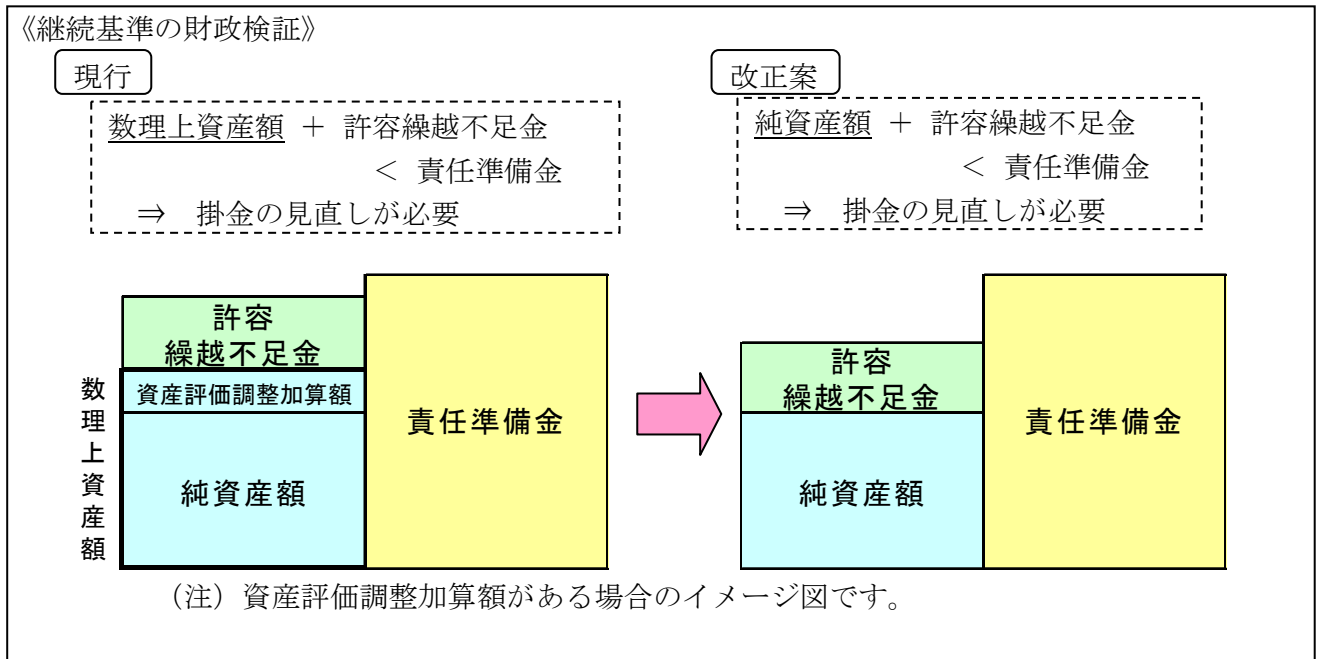
流動資産	流動負債
	支払備金
固定資産	責任準備金
基本金（不足）	基本金（剰余）



責任準備金 = 数理債務 - 未償却過去勤務債務残高

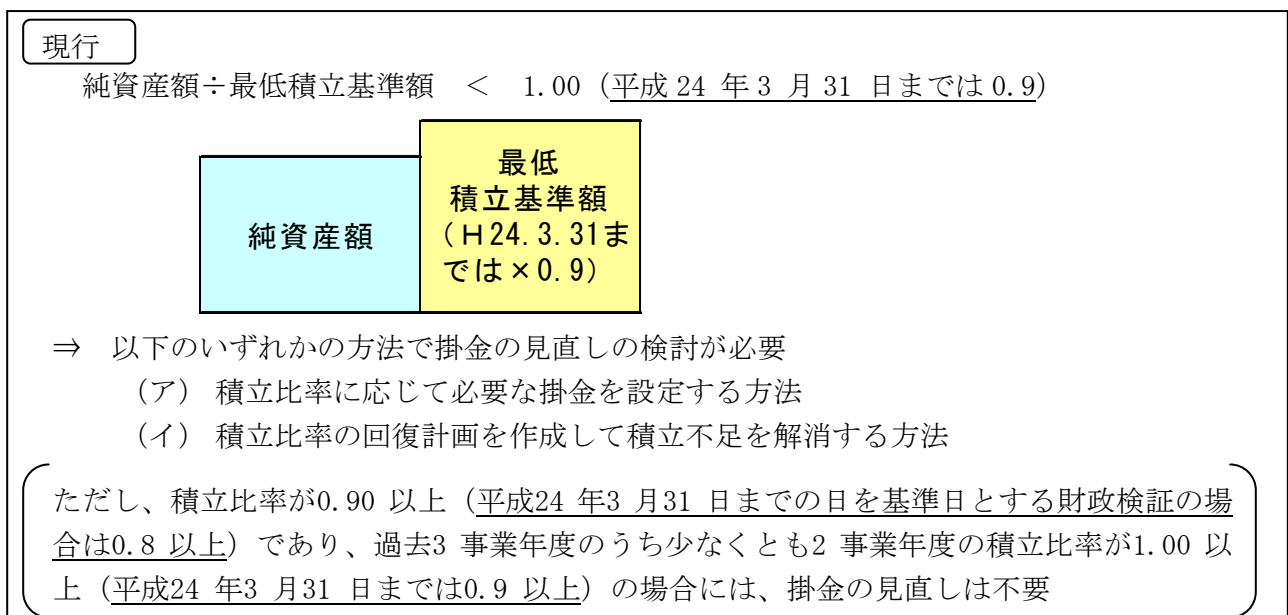
② 積立状況の的確な把握《平成24年度財政検証から》

- ・ 積立状況を的確に把握できるようにするため、資産の評価方法として数理的評価を採用している場合であっても、時価基準で財政検証を実施する。（資産評価調整額は考慮しない。）
- ・ 財政計算（掛金の見直し）においては、数理上資産を使用（資産評価調整額を考慮）することができるため、現行と同じ取扱いになる。継続基準に抵触しても、数理上資産を使用すると掛金見直しは不要というケースが発生することが想定される。



③ 非継続基準の見直し《平成24年度財政検証から》

- ・ 非継続基準の経過措置（積立要件 90%）について、5年間の経過期間を設けて本則（積立要件 100%）に戻す。
- ・ 回復計画を廃止する。ただし、適格退職年金からの移行時に回復計画を用いた掛金拠出をすることとしているDBについては、経過的に、平成28年度までは回復計画による掛金拠出を可能とする。

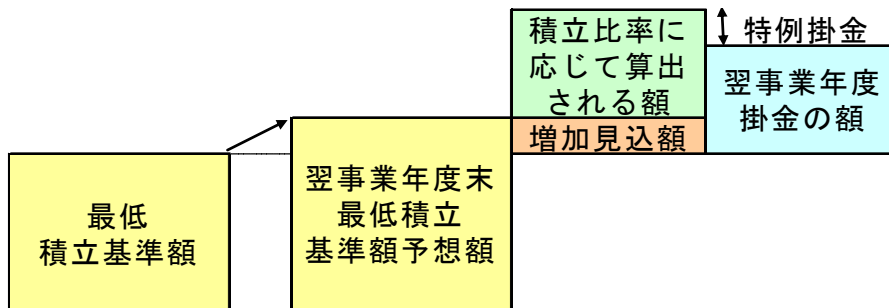


改正案

- ◇ 平成 24 年 3 月 31 日までの経過措置（下線部）を、5 年間の経過期間（積立比率の基準を 0.92、0.94、…、1.00 と段階的に引上げるもの）を設けて廃止。
- ◇ 掛金の見直し方法のうち、(イ) 回復計画を廃止。ただし、適格退職年金からの移行時に回復計画を用いた掛金拠出をすることとしている DB については、経過的に、平成 28 年度までは回復計画による掛金拠出を可能とする。

《積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法の概要》

「翌事業年度の最低積立基準額の増加見込額 + 積立比率に応じて算出される額（※）」が「翌事業年度の掛金の額」を上回る場合、当該差額を翌々事業年度の掛金に特例掛金として追加する。



(※) 積立比率に応じて算出される額

積立比率については0.8未満の部分は5、0.8以上0.9未満の部分は10、0.9以上1.0未満の部分は15で除して得た額の合計以上、純資産額が最低積立基準額を下回る額以下で規約に定める額。（平成24年3月31日までは、0.9以上の部分は対象外であったが、この経過措置も経過期間を設けて廃止される見込み。）

	⇒15年で償却
↑ 0.9	⇒10年で償却
↑ 0.8	⇒5年で償却
最低積立基準額	純資産額

2. 制度運営の効率化の観点から改正する事項

		適用時期	内容
④	特別掛金率の計算方法の見直し	公布日から	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 積立不足を確実に解消するため、特別掛金の計算に加入者数の動向や将来の給与水準の変化を織り込めるようにする。 ⇒例えば、加入者数が今後減少すると見込まれる場合には、特別掛金率を現状より高く設定し、加入者数が減少したとしても償却に必要な特別掛金収入を確保することが可能となる。
⑤	過去勤務債務の償却方法の見直し	公布日から	<ul style="list-style-type: none"> ✓ DBについても、厚生年金基金と同様の段階引上げ償却の規定を設ける。 《段階引上げ償却》 財政計算の基準日の翌々日から起算して5年以内に定期的かつ引上げ幅が経年的に大きくなる方法で段階的に引上げる特別掛金を設定する方法で、実施する場合には一定の要件を満たす必要がある。
⑥	DCへの一部移行に伴う一括拠出の緩和	公布日から	<ul style="list-style-type: none"> ✓ DCへ一部移行する際の積立不足に対する一括拠出がDC導入の阻害要因となっていることから、この一括拠出の範囲を移換者の移行部分に係る積立不足に限定する。
⑦	脱退一時金における一時金換算率の要件緩和	公布日から	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 脱退一時金を繰下げる場合、脱退一時金額の上限規制により、脱退時の規約に基づく給付が行えない場合があったため、老齢給付金支給要件以外の要件を満たすものに支給する脱退一時金の上限額の算定に用いる割引率を給付額の計算に用いる据置利率とする。
⑧	選択一時金における一時金換算率の要件緩和	公布日から	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 選択一時金額の上限規制により、支給要件を満たした時点の規約に基づく給付が行えない場合があったため、一時金の上限額の算定に用いる割引率を一時金選択時または老齢給付金の支給要件を満たした時点の下限予定利率のいずれか低い率とする。
⑨	キャッシュバランスプランにおける指標の弾力化	公布日から	<ul style="list-style-type: none"> ✓ キャッシュバランスプランにおける再評価の指標として、一定の上下限（下限は0以上）を付した市場インデックス（東証株価指数等）を使用できるようにする。
⑩	制度終了時における残余財産の優先分配の追加	公布日から	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 制度終了時における残余財産を分配する際に掛金を負担した加入者について優先的に分配することを可能にする。
⑪	申請書類の簡素化	公布日から	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 承認に不要又は規制の対象外である次の書類を廃止する。 <ul style="list-style-type: none"> ・規約型DBの承認申請、統合の承認申請、分割の承認申請における「加入者数を示した書類」 ・「業務委託に関する書類」

		適用時期	内容
⑫	業務報告の簡素化	平成 24 年度決算から	<p>✓ 企業年金側で把握できない項目や使用頻度の著しく低い項目を様式から外す。</p> <p>《除外項目》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全実施事業所の被用者年金被保険者等の数 ・ 業種 ・ 給付状況の新規裁定者の件数 ・ 掛金拠出状況の納付決定額のうち加入者負担分及び納付決定対象加入者数 ・ 年金通算状況の金額及び算入した期間 ・ 業務委託状況 ・ 福祉事業の状況 ・ 適格退職年金からの移行状況及び代行返上時の給付減額
⑬	代表事業主による申請手続	公布日から	<p>✓ 複数の事業主が共同で実施する規約型DBにおいて、DCと同様、代表事業主を設け、新規規約や規約変更の承認申請を行うものとする。</p>
⑭	届出事項の拡大等	公布日から	<p>✓ 次の事項の規約変更を届出とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主の増加又は減少に係る場合の事業主の名称・住所 ・ 実施事業所の増加又は減少に係る場合の実施事業所の名称・所在地 ・ 加入者が掛金を負担する場合の掛金の拠出に関する事項 ・ 加入者が掛金を負担している場合の事業年度その他財務に関する事項 ・ 権利義務承継に関する移転確定給付企業年金・承継確定給付企業年金、脱退一時金相当額の移換に係る移換先確定給付企業年金及び厚生年金基金の給付の支給に関する権利義務を移転する際の厚生年金基金の名称 ・ 給付に関する軽微な変更（条ずれ等、実質的な変更を伴わない場合） <p>✓ 次の届出不要事項については、労働組合等の同意を不要とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託に係る契約に関する事項
⑮	支払終了企業年金の制度終了後の残余財産の取扱い	公布日から	<p>✓ 全ての受給者に対して年金又は一時金の支給を完了し、また、新規に加入者が生じない確定給付企業年金（「支払終了企業年金」）について、制度終了後の残余財産の取扱を規約記載事項とする。</p>

<ご照会先> りそな銀行 年金信託部 東京 03-6704-3213 大阪 06-6268-1833

以上